

○松阪市コミュニティ交通運行事業補助金交付要綱

令和元年 10 月 9 日告示第 94 号

松阪市コミュニティ交通運行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市コミュニティ交通運行事業補助金（以下「補助金」という。）について、松阪市補助金等交付規則（平成 17 年松阪市規則第 63 号）の規定に基づくもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、地域住民が組織する団体（以下「補助対象事業者」という。）が主体となって運営するコミュニティ交通の運行経費に対して補助金を交付し地域公共交通網の形成及び改善を支援することで、地域の特性と実情に応じた移動手段を構築し、地域住民の公共交通機関を利用した移動手段を確保することを目的とする。

(対象期間)

第 3 条 補助金の対象期間は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(交付の対象等)

第 4 条 路線バス及び市が運営するコミュニティバスが運行されていない地域において、補助対象事業者が、運行事業者に委託して行うコミュニティ交通運行事業（以下「運行事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助対象事業者に対して補助金を交付する。

2 前項の補助対象経費の運行の区分及び範囲は、別表のとおりとする。

(補助金の交付額)

第 5 条 補助金の交付額は、補助対象経費から運賃収入その他の収入を差し引いた額の 2 分の 1 以内の額（当該額が 50 万円を超えるときは 50 万円）とし、本事業に関する予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、松阪市コミュニティ交通運行事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、松阪市コミュニティ交通運行事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金交付申請をした補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、松阪市コミュニティ交通運行事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第9条 市長は、前条による交付決定変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは交付決定の変更を行い、松阪市コミュニティ交通運行事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第10条 この補助金の交付は概算払とすることができる。

2 補助金の交付を受けようとするときは、松阪市コミュニティ交通運行事業補助金交付（概算払）請求書（様式5号）により市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれかの早い日までに、松阪市コミュニティ交通運行事業補助金事業完了実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、松阪市コミュニティ交通運行事業補助金の額の確定通知書（様式第7号）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した交付金額が交付済額より少ないときは、補助対象事業者に対し、当該差額について期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(交付決定の取消等)

第 13 条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定及びこれに基づく指示に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金をその目的外の用途に使用したとき。
- (4) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (5) 事業の未着手、休止又は廃止のとき。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、前条の取消通知を行った場合は、当該取消しにかかる部分に関し、松阪市コミュニティ交通運行事業補助金交付決定取消通知書(様式第 8 号)により、取消しの決定の日から期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(終期等)

第 15 条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別な事情がない限り令和 10 年 3 月 31 日とする。

2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討をし、継続又は廃止を決定するものとする。

3 目的が達成された事業については、補助期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

条沿革

(書類の整備等)

第 16 条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、当該事業に関する書類及び帳簿を整備し、当該事業終了の日から 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 30 日告示第 85 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

運行の区分

補助対象経費の範囲

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条の規定による許可を受けた運行事業者による
運行事業

運行事業者に対する委託料

関連情報

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 7 条関係）

様式第 3 号（第 8 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

様式第 5 号（第 10 条関係）

様式第 6 号（第 11 条関係）

様式第 7 号（第 12 条関係）

様式第 8 号（第 14 条関係）